**平成２３年（フ）第１２６４号**
神奈川県藤沢市湘南台１丁目９番地の13　加藤パークサイドビル503号
破産者　山田　高司
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第６４１号**
相模原市緑区若柳642番地６
破産者　植村　庸夫
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２２年（フ）第６４８号**
神奈川県大和市中央６丁目８番32号　コーポみずほ103号、開始決定時の住所東京都八王子市北野台３丁目26番４号
破産者　遠所　　徹
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第１２２号**
相模原市中央区千代田４丁目８番13号　千代田ミサキコーポ201号
破産者　佐藤　常盤
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第２５８号**
相模原市中央区中央１丁目９番17号　レクシオ相模原403
破産者　小西　京子
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第２６４号**
相模原市南区相模台団地１番５―105号
破産者　和田　英一
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２３年（フ）第２０６号**
静岡県静岡市清水区駒越中２丁目１番70号　川端マンションＢ301号、前住所静岡県静岡市駿河区西脇1010番地の２
破産者　今治　新一
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２８６号**
静岡県焼津市田尻北1231番地の２
破産者　玉井　道夫
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１６７号**
愛知県海部郡蟹江町学戸７丁目157番地　メゾネット天目Ｃ号室
破産者　小川　照美
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６３２号**
名古屋市中川区春田３丁目107番地　シティコーポ春田302号
破産者　加古　静恵
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第９７３号**
名古屋市中川区外新町１丁目111番地　ラフォーレ２―203号
破産者　芳本　育子（旧姓別所）
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第９７４号**
名古屋市中川区牛立町１丁目10番地の４　ニューライフキトー第二ビル203号
破産者　インテリア工房さつきこと室内装飾さつきこと　別所　文男
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第９９１号**
名古屋市西区笹塚町２丁目70番地　鳥見パーク・マンション三番街南棟、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水40番地　レインボー豊山404
破産者　有馬　達也
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１２８４号**
愛知県北名古屋市六ツ師山の神18番地２
破産者　都築　利明
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１２８７号**
愛知県春日井市神領町北２丁目５番地７
破産者　落合　弘光
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１８０４号**
京都市下京区中堂寺壬生川町17番地10、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区中島河原田町31番地１　グランデュール鴨川Ⅲ番館1001号
破産者　石原美和子
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１８０５号**
京都市伏見区横大路中ノ庄町54番地３、破産手続開始決定時の住所京都市南区上鳥羽南島田町２番地
破産者　田中　　勝
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第２２号**
京都府京丹後市峰山町長岡1012番地
破産者　藤岡　正男
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部